

議会運営委員会議案

平成29年6月 7日

第1委員会室

1、意見案・決議案の調整について

◎意見・決議案の提出状況（H29年 第2回定例会）

No	件名	提案会派	結果
1	2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）	市民希望の会 榎本議員	
2	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）	"	
3	核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書（案）	藤田議員 榎本議員	
4	高齢者や障がい者とその家族を支える環境整備の充実を求める意見書（案）	清和会	
5	ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）	公明党	

※ 定例会最終日の意見案は第2号からです。また、提案説明会派は清和会から輪番となっています。

提出者

市民希望の会、榎本敦尚

2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっています。また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度（平成32年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いがあり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。



3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いがあり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性のは正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2017年6月 日

北海道恵庭市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣

提出者

市民希望の会、根本敦尚

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。また、2017年度文科省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減」に一定歯止めをかけたものの、10年間の教職員定数改善計画、29,760人（初年度分3,060人）は見送られ、「通級による指導」「外国人児童生徒等の指導」などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による868人の増員にとどまりました。連合総研の報告によると、教職員の7~8割が、厚労省の月の時間外労働過労死ライン（2~6ヶ月平均80時間超）を超えていることが明らかとなっています。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改革」および「30人以下学級」の早期実現が必要です。

OECDの発表によると、2013年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、依然として平均の4.5%を大きく下回り、加盟33カ国中ワースト2位という状況になっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかる公的支出の貧困さは明らかです。また、厚労省から発表された国民生活基礎調査によると、2012年度の子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改定、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、教育予算の確保・拡充を図るよう要請します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請します。



2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消のため、教育予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。
4. 就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、教育予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。
5. 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消にむけたより実効ある対策を早期に実現するよう要請します。
6. 教育諸課題の解決にむけて人材確保が重要です。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準の改善するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

2017年6月 日

北海道恵庭市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、
総務大臣

核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう
求める意見書案

提出者 恵庭市議会議員 藤田 俊輔
同 榎本 敦尚

昨年12月、第71回国連総会の全体会合で、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を2017年に招集することを決定する決議（『多国間核軍備撤廃交渉の前進』）が多数（賛成113、反対35、棄権13）で採択されました。交渉会議は第一期会議が3月にひらかれ、6月～7月には第二期会議が国連本部でひらかれます。

これは核兵器禁止条約の実現に向けた歴史的な動きです。核兵器禁止条約の交渉が開始されれば、生物毒素兵器や化学兵器など大量殺戮兵器が法的拘束力をもつ協定（条約）によって禁止されたように、最も残酷な兵器である核兵器を禁止し廃絶する道がひらかれるからです。

ところが日本政府は、アメリカなど核保有国に同調して反対票を投じました。国際社会での合意にも、「核兵器のない世界」を求める国民・被爆者のねがいにも、世界世論にも反するものです。

核兵器の廃絶は、人類の生存に関わる緊急・死活の課題であり、それは「各国の軍備から原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号決議からも、国際紛争の解決に武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、さらには、人類で唯一国民が被爆の体験を持つ国の政府としても当然、日本政府が支持し、積極的に推進すべきです。

日本政府は、核兵器全面禁止に背を向ける態度をただちに改め、国連本部で開催されている交渉会議に参加し、条約実現に向けて真剣に努力するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2017年6月 日
恵庭市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣



高齢者や障がい者とその家族を支える環境整備の充実を求める意見書

高齢者や障がいのある方々が安心して地域で暮らすためには、地域の実情に応じて、高齢者向けサービス付住宅や障がい者向けのグループホームなどの住まいの整備や、居宅介護などの訪問系サービス、認知症施策、生活介護など、各種の福祉サービスの充実が重要であるが、社会資源の偏在や、福祉サービスに従事する人材の確保が難しいことなど、多くの課題を抱えている。

このような中、在宅で介護を必要とする高齢者や障がいのある方と生活を共にしている多くの家族の方々は、長期にわたり介護を行っており、精神的、経済的な負担が大きなものとなっている。

また、家族の高齢化が進み、高齢者が高齢者を介護する老老介護や高齢者が障がい者を介護する老障介護の実態もある中、自分が亡くなった後の高齢者の生活や我が子の将来に不安を持ち続けながら暮らしている現実もあり、早急に地域で高齢者や障がい者を支える社会環境の整備が求められている。

よって、国においては、高齢者向けサービス付住宅や障がい者向けのグループホームなどの住まいの整備やその家族を支える福祉サービスの充実、また、高齢者の居宅生活を支援する地域包括ケアシステムの構築や親亡き後の障がい者を地域で支える拠点整備など、高齢者や障がい者が安心して地域で暮らせる環境整備の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 高齢者向けサービス付住宅や障がい者向けグループホームなどの住まいの整備や居宅介護、生活介護などの福祉サービスを充実させるため、十分な財源措置を講ずること。

特に、重度の障がい者に対応できるサービスや家族の負担軽減に資するサービスの充実に向けて、必要な支援策と十分な財源措置を講ずること。

2 障がい者を地域で支える拠点として、入所機能を備えた「地域生活支援拠点」の整備促進を図るため、必要な財源措置を講ずること。

3 地域包括ケアシステムの構築と福祉人材の確保、地方自治体が実施する高齢者・障がい者施策に対し、必要な支援策と十分な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年 月 日

北海道恵庭市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛各通

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣



ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

これまでにも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握して来なかつた。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

記

1. 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
2. 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
3. アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月 日

北海道恵庭市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 官房長官 宛各通

